

耐震診断を義務付けした 緊急交通路沿道ブロック塀等の診断結果を公表します

堺市では、緊急交通路沿道ブロック塀等の所有者に、耐震診断の実施と結果の報告を義務付けていました。今回、報告のあった診断結果を取りまとめましたので、建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条に基づき、結果を公表します。

この耐震診断結果の報告は、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震の被害等を踏まえ、平成31年1月に政省令が改正され、都道府県や市町村が耐震改修促進計画に記載する避難路（緊急交通路）の沿道にあるブロック塀等が倒壊した場合に通行障害が生じる事を防ぐため、建築物に附属した一定以上の高さ・長さの古いブロック塀等について耐震診断の実施と所管行政庁に対しての診断結果報告を義務付けていたものです。

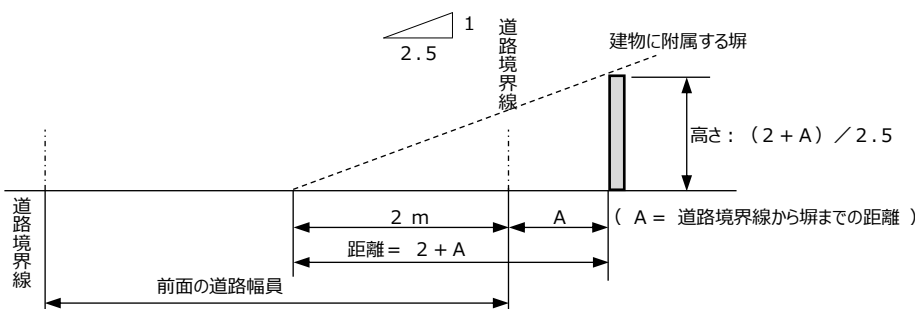
診断の結果、「撤去」判定となったものについては、今後、所有者に対し、安全対策の必要性や補助制度について啓発周知に取り組みます。

1 公表日

令和6年3月27日（水）

2 診断義務付けの対象となるブロック塀等

昭和56年5月31日以前に着工した建築物に附属するブロック塀のうち、長さ8.0mを超えるものかつ、高さ0.8mを超えるもの



3 公表件数

堺市指定道路沿道（9路線 18件）、大阪府指定道路沿道（4路線 6件）

4 公表の内容

建築物の名称、建築物の位置（地番）、建築物の主たる用途、耐震診断の方法、地震に対する安全性の評価、耐震改修の予定

5 公表先（堺市ホームページ）

http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anzen/taishinshindan/endoucb_kouhyou.html

問い合わせ先	担 当 課：建築都市局 開発調整部 建築防災推進課 電 話：072-228-7482 ファックス：072-228-7854
--------	---